



詳細は、edd.ca.govをご覧ください。1-866-401-2849までお電話ください。

本人確認書類として認められるもの

写真付き身分証明書の項から1点、その他の身分証明書の項から少なくとも1点の書類を提出する必要があります。提出する書類はすべて、8½ x 11インチの用紙に印刷し、各ページに社会保障番号 (SSN) を記載してください。書類にSSNが記載されていない場合、本人確認手続きに遅れが生じる場合があります。特に記載がない限り、写しを提出してください。

写真付き身分証明書

州、地方、または連邦政府機関が発行した、氏名、生年月日、写真が記載された以下の公式文書のいずれかの鮮明な写しを提出してください。

- 運転免許証またはIDカード
- 米国パスポートまたは米国パスポートカード
- 外国のパスポート
- 米軍カード (表裏)
- 軍人扶養家族IDカード (表裏)
- 未成年者のみ: 学生証
- 就労許可証 (USCISフォームI-766)
- 市民権証明書 (USCISフォームN-600)
- 帰化証明書 (USCISフォームN-550)
- 永住者カード (USCISフォームI-551)
- ネイティブアメリカン部族文書

その他の本人確認書類

以下のうち少なくとも1つについて、鮮明で読みやすい写しを提供してください。

雇用データ:

- 過去1年間に発行されたW-2の写しを少なくとも1通または
- 雇用主が請求が最初に提出された日から12か月以内に発行した、以下を含む印刷済みの小切手控えまたは給与明細書の写しを少なくとも1通:
 - 氏名 (名またはイニシャル)、姓、およびSSN (少なくとも最後の4桁) または従業員ID番号
 - 雇用主名
 - 給与支払期間の日付、または小切手控えまたは給与明細書が発行された日付

または

住所がわかる書類 (氏名と現住所の記載):

- 改ざんされていない公共料金 (電気、ガス、水道、下水道) の請求書、ケーブルテレビの請求書、電話料金の請求書、銀行口座の明細書、固定資産税の請求書、住宅ローンの明細書、現行の賃貸またはリース契約書のいずれかの写しまたは
- 私書箱または個人用郵便受けの賃借人または承認済み利用者としての登録確認書の写し

または

社会保障番号がわかる書類:

- socialsecurity.gov/myaccount でオンラインで入手可能な社会保障局からの通知 (1、2、3 ページ) の完全な写し
- 注: 社会保障カードはこの要件を満たしません。

または

生年月日がわかる書類

- 地方自治体、州、連邦政府機関、外国政府、またはその他の機関が発行した出生証明書の写し、または出生を証明するその他の公式文書「information, not a valid document to establish identity (情報目的、本人確認のための有効な書類ではありません)」と記載された出生証明書は、有効な証明書とは認められません。出生証明書の公式翻訳文だけでは、生年月日の確認として認められません。公式の出生証明書には、公式の翻訳を添付しなければなりません。

および

未成年者のみ:

- 就労許可証